

「建設工事」及び「建設工事関連業務」への
最低制限価格制度の導入について

上山市財政課管財係

本市では、令和8年度から「建設工事」及び「建設工事関連業務」に、原則として最低制限価格制度を適用することとしました。

1 最低制限価格制度について

(1) 適用対象

- ・ 予定価格が1件200万円（税込）を超える「建設工事」（修理又は修繕的な建築工事、機械設備工事及び電気工事等は除く。）及び「建設工事関連業務」
- ・ 総合評価落札方式による一般競争入札においては、低入札価格調査制度を適用します。

(2) 最低制限価格

次のとおり設定します。なお、計算式については国土交通省の「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）における低入札価格調査基準に準じます。

種別	設定範囲
建設工事	予定価格（税抜）の92%（上限）から75%（下限）まで
測量業務	予定価格（税抜）の82%（上限）から60%（下限）まで
建築関係の建設コンサルタント業務	予定価格（税抜）の81%（上限）から60%（下限）まで
土木関係の建設コンサルタント業務	予定価格（税抜）の81%（上限）から60%（下限）まで
地質調査業務	予定価格（税抜）の85%（上限）から2/3（下限）まで
補償関係コンサルタント業務	予定価格（税抜）の81%（上限）から60%（下限）まで

2 最低制限価格制度の留意点

最低制限価格を下回る入札があった場合、当該入札者は失格となります。

ただし、「予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格」の入札がなかったときは、公告や指名通知において特別の定めがない限り、第1回の入札者と同一の入札者をもって再度入札（第2回、第3回）を行います。

3 適用

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札